

平成 23 年 3 月 11 日
預金保険機構

日本振興銀行の受皿候補の募集について

I. はじめに

日本振興銀行株式会社（以下「当行」といいます。）は、平成 22 年 9 月 10 日、金融庁長官から、預金保険法第 74 条第 1 項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受け、預金保険機構（以下「当機構」といいます。）が金融整理管財人に選任されました。また、同年 9 月 13 日、東京地方裁判所は、当行に対して民事再生手続の開始決定を行いました。

こうした措置を受け、現在、当行については当機構が、預金保険制度により保護される預金の保護を図るとともに、善意かつ健全な借り手に対しては、基本的に融資を継続する等適切な業務運営の確保に努めております。

また、暫定的な受皿である株式会社第二日本承継銀行（以下「承継銀行」といいます。）への事業譲渡を行うための諸準備を進めています。（承継銀行への事業譲渡は平成 23 年 4 月 25 日の予定です。）

このような中、最終的な受皿（以下「最終受皿」といいます。）への承継の手順及び時期の詳細については確定していない状況にあります。しかしながら、当機構としましては、企業価値の劣化を防止しつつ、善意かつ健全な借り手の保護等の適切な金融仲介機能を持続的に発揮させるため、早期に、最終受皿になることを希望する者（以下「最終受皿候補」といいます。）を募集すること（具体的には、意向を表明していただくこと。）が適当と判断しました。

なお、最終受皿候補は、後記Ⅳ.留意事項のとおり、原則として承継銀行からの再承継を行う者を想定しています。また、最終受皿候補は、単独でも、複数の者が共同でも可能です。

以下では、最終受皿に求められる要件を示したうえで、最終受皿候補の募集について説明します。

最終受皿選定の今後の手順については、可能な限り早めに公表する予定です。

Ⅱ. 最終受皿に求められる基本的な要件

最終受皿は、善意かつ健全な借り手の保護等という観点から、出来るだけ多くの事業を承継することが望ましいと考えています（ただし、当行事業の一部の承継を希望する場合も可能です）。

また、最終受皿は、持続的かつ安定した金融機関経営を適切に行う能力及び意欲のある者であることが求められると考えています。

そのうえで、銀行法、預金保険法等の関係法令に定められた要件を満たすとともに、以下の条件に適合していることが求められます。

1. 中小企業向け貸出を含め、銀行としての機能を適切かつ継続的に発揮できること。
2. 適切な内部統制やリスク管理態勢を整備し、安定した収益力及び財務の健全性を維持・向上できること。
3. 承継にかかる資金を円滑に調達することができること。
4. 当行と係争関係にないこと。

Ⅲ. 募集要項（意向の表明に関する要項）

1. 記載項目

最終受皿候補は、以下の項目について簡潔に記載した応募書類を提出して下さい。なお、様式はA4文書を基本とします。

- ① 最終受皿候補の概要（沿革、事業概要、簡単な財務内容等を記載して下さい。）
- ② 承継を希望する当行事業の内容（具体的な資産・負債等の範囲＜地域、店舗、人員、貸付資産の債務者区分等＞を記載して下さい。）
- ③ 承継の具体的な方式（事業の全部又は一部の譲受、承継銀行の株式譲受その他の具体的方法について記載して下さい。）
- ④ 承継を希望する事業にかかる最終受皿候補の実績
- ⑤ 承継を希望する時期（承継の手續に要する期間を考慮して記載して下さい。）
- ⑥ 「最終受皿に求められる基本的な要件」についての考え方及び要件に該当すると考える根拠
- ⑦ 連絡先（本件に係る担当者の氏名、所属、役職及び連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス））

(注1) 上記①～⑦の記載項目に加えて、特に強調したい事項がある場合は、別途参考書類を添付することも可とします。

(注2) 最終受皿候補は、応募に向けた検討状況及び自身の応募の事実、並びに今後の最終受皿選定の過程を通じて知り得た又は生じた一切の情報（作成した書類を含む。）について、当機構が特段の事情があると認め同意した場合を除き、開示しない旨の宣誓書に署名した上で上記応募書類とともに提出していただく必要があります。

2. 応募書類の提出期限及び提出場所等

- ・ 提出期限 平成 23 年 3 月 31 日(木)

- ・ 提出場所 東京都千代田区有楽町 1-12-1
 新有楽町ビルディング 9 階
 預金保険機構 金融再生部 金融整理課
 TEL:03-3212-6021 （担当：吉崎、渡水、竹内、田川）

- ・ 提出部数 原本 1 部及び副本 4 部

- ・ 提出方法 持参又は郵送（書留）

(注1) 同一の者が複数の最終受皿候補に所属することは認められません。

(注2) 応募書類（原本）には、最終受皿候補の代表者名（複数の者が共同で受皿候補になる場合はすべての候補者名及び1名の責任者名）を記載し、代表者印を押印して下さい。（代表者印がない場合は代表者のサインでも可とします。）

(注3) 複数の者が共同で最終受皿候補になる場合は、責任者は応募書類を取りまとめたうえで、最終受皿候補を構成する者の一覧と併せて提出して下さい。

(注4) 審査結果については、審査終了後通知します。その際、複数の者が共同で最終受皿候補になっている場合は、責任者にのみ通知します。

(注5) 応募書類の返却は行いません。

(注6) 応募書類は最終受皿選定の目的以外で使用することはありません。

(注7) 応募書類は原則非公表とします。ただし、選定した最終受皿に関わる応募内容については、公表されることがあります。

IV. 留意事項

- ・事業の承継に際しては、預金保険法の諸規定（資金援助の申込み、適格性の認定等）に沿って行われることに留意して下さい。
- ・今後の取進め方については、先に述べたとおり、詳細は未定ですが、承継する事業の内容及び運営方針、譲受条件等を審査することにより、最終受皿を決定する予定です。
- ・今回の応募（意向の表明）は、原則として承継銀行からの再承継を行う最終受皿候補を想定しています。
- ・今後、上記Ⅱの「最終受皿に求められる基本的な要件」に加え、追加的な条件を提示することがあります。
- ・今後、最終受皿選定作業の過程において、最終受皿候補が当行に関する非開示情報の提供を受ける場合は、最終受皿候補はあらかじめ守秘義務契約を締結することになります。
- ・本件を検討するに際して発生した一切の費用は、最終受皿候補が負担していただくことになり、当行及び当機構は費用の返還請求には応じかねます。

以 上

〈参考資料〉

- 概算払率の算定（22年12月）に用いた日本振興銀行の資産評価等の概要
（別添参照）
- 日本振興銀行のディスクロージャー誌（2010年9月）
<http://www.shinkobank.co.jp/ir/announcement.html>
- 「日本振興銀行の経営破綻と今後の業務等について」
（平成22年9月10日）
<http://www.dic.go.jp/kanzai/kanzai.html>
- 「承継銀行制度の活用による業務承継」のスキームについて
<http://www.dic.go.jp/kaisetsu/kaisetsu5-3.html>
- 株式会社第二日本承継銀行の概要
<http://www.dic.go.jp/kanzai/2bb-gaiyo.html>

(別添)

概算払率の算定(22年12月)に用いた日本振興銀行の資産評価等の概要

○平成22年12月7日、当機構より公表した概算払率算定に関して、前提とした日本振興銀行の資産の状況は下記のとおりです。なお、この資料は中間的な集計結果であり、今後資産の評価額は変化しうる可能性があります。

単位：百億円

	破綻日の残高 (注2)	評価額	備考
資産			
現金預け金	15	15	
有価証券	5	4	時価をベースに発行体の信用リスク等も考慮して算定。
貸出金	43	6	清算価値による評価。
有形・無形固定資産	1	0	鑑定評価、換価価値を踏まえ個別評価。
その他資産	1	0	換価価値を踏まえ個別評価。
諸費用	—	△3	事業譲渡までの期間損失、事業譲渡費用等(注3)。
資産合計	64	22	
負債			
預金	58	58	
借用金	1	0	劣後借入であるためゼロ評価。
その他負債	2	31	二重譲渡・過払に起因して発生する可能性のある不当利得返還債務等。
負債合計	61	89	

(注1) 単位未満は四捨五入。

(注2) 9月10日時点の日計表に基づく残高。なお、2010年6月末基準では、貸倒引当金として△20百億円計上。

(注3) 破綻後に発生するものであることから、資産の控除項目として計上。

(参考)

■リスク管理債権の状況 (単位：百万円)

	平成22年9月期
破綻先債権	1,134
延滞債権	257,110
3か月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合計	258,244

■金融再生法基準開示債権の状況 (単位：百万円)

	平成22年9月期
破綻債権及びこれらに準ずる債権	126,379
危険債権	132,280
要管理債権	—
正常先債権	175,205
合計	433,864

— 日本振興銀行 ディスクロージャー誌(2010年9月)より